

# 令和6年度介護報酬改定について (小規模多機能型居宅介護)

美作市役所 健康政策課 介護保険係

# 令和6年度介護報酬改定の 施行時期について

令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ、以下の通りとなりました。(厚生労働省老健局老人保健課 令和5年12月27日 事務連絡)

## 6月施行とするサービス

居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション

## 4月施行とするサービス

上記以外のサービス

# 令和6年度介護報酬改定に関する 審議報告について

【厚生労働省ホームページ】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_36975.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.html)

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare. At the top, there is a navigation bar with links for '本文へ', 'お問い合わせ窓口', 'よくある御質問', 'サイトマップ', and '国民参加の場'. Below this is the ministry's logo and name in Japanese and English, along with a 'ホーム' button. A search bar with 'Google カスタム検索' and a '検索' button is also present. A main navigation menu includes 'テーマ別に探す', '報道・広報', '政策について', '厚生労働省について', '統計情報・白書', '所管の法令等', and '申請・募集・情報公開'. The breadcrumb trail reads: 'ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 社会保障審議会(介護給付費分科会) > 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告'. The main heading is '令和6年度介護報酬改定に関する審議報告'. Below it, two PDF links are listed: '令和6年度介護報酬改定に関する審議報告の概要 [1021KB]' and '令和6年度介護報酬改定に関する審議報告 [1.8MB]'. On the right side, a sidebar menu is visible with the following items: '政策について', '分野別の政策一覧', and '組織別の政策一覧'.

# もくじ ①

1	基本報酬の改定 .....	6
2	総合マネジメント体制強化加算の見直し .....	9
3	業務継続計画未実施減算 .....	11
4	高齢者虐待防止措置未実施減算 .....	12
5	身体拘束廃止未実施減算 .....	13
6	認知症対応力の強化 .....	14
7	科学的介護推進体制加算の見直し .....	16
8	介護職員の処遇改善 .....	17
9	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び 職員の負担軽減に資する方策を検討するための 委員会の設置の義務付け .....	19
10	生産性向上推進体制加算 .....	20

# もくじ ②

11	外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し .....	21
12	管理者の配置基準の見直し .....	22
13	特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び 中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の 対象地域の明確化 .....	23
14	「書面掲示」の見直し .....	24

※各改定事項概要欄の上部に、対象サービスを記載(介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記)しています。

# 小規模多機能型居宅介護基本報酬

## 1 基本報酬の改定 ①

同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合(1月あたり)

	<現行>		<改定後>
要支援1	3,438単位		3,450単位
要支援2	6,948単位		6,972単位
要介護1	10,423単位		10,458単位
要介護2	15,318単位		15,370単位
要介護3	22,283単位		22,359単位
要介護4	24,593単位		24,677単位
要介護5	27,117単位		27,209単位

# 小規模多機能型居宅介護基本報酬

## 1 基本報酬の改定 ②

同一建物に居住する者に対して行う場合(1月あたり)

	<現行>		<改定後>
要支援1	3,098単位		3,109単位
要支援2	6,260単位		6,281単位
要介護1	9,391単位		9,423単位
要介護2	13,802単位		13,849単位
要介護3	20,076単位		20,144単位
要介護4	22,158単位		22,233単位
要介護5	24,433単位		24,516単位



# 小規模多機能型居宅介護基本報酬

## 1 基本報酬の改定 ③

### 短期利用の場合(1日あたり)

	<現行>		<改定後>
要支援1	423単位		424単位
要支援2	529単位		531単位
要介護1	570単位		572単位
要介護2	638単位		640単位
要介護3	707単位		709単位
要介護4	774単位		777単位
要介護5	840単位		843単位



# 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取り組み

## 2 総合マネジメント体制強化加算の見直し

### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護★ 看護小規模多機能型居宅介護

#### 1 概要

- ・加算区分を新設、単位数を見直し
- ・算定要件の追加

地域包括ケアシステムの担い手として、より地域に開かれた拠点となり、認知症対応を含む様々な機能を発揮することにより、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進する観点を追加・修正

#### 2 改定後の単位数

<現行>

総合マネジメント体制強化加算 1,000単位/月



<改定後>

総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) 1,200単位/月(新設)  
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) 800単位/月(変更)

#### 3 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)の算定要件

今までの算定要件に加え、下記の項目を追加

- ①日常的に利用者との関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること
- ②必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること
- ③地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること
- ④障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること
- ⑤地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること
- ⑥市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること
- ⑦地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること

## 質の高い公平中立なケアマネジメント 総合マネジメント体制強化加算の見直し(多機能系サービス)

算定要件 ((4)~(10)は新設)	加算 (I) : 1200単位 (新設)			加算 (II) : 800単位 (現行の1,000単位から見直し)					
	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
(1) 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員(計画作成責任者)や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること	○	○	○	○	○	○			
(2) 利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること	○	○	/	○	○	/			
(3) 地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること	/	○	○	/	○	○			
(4) <u>日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること</u>	○	○	○	/					
(5) <u>必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること</u>	○	○	/						
(6) <u>地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること</u>	/	/	○						
(7) <u>障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること(※)</u>	事業所の特性に応じて1つ以上実施	事業所の特性に応じて1つ以上実施	事業所の特性に応じて1つ以上実施						
(8) <u>地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること</u>									
(9) <u>市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること</u>									
(10) <u>地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること</u>	/	/	/				/		

(※) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、「障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること。」が要件

# 感染症や災害への対応力向上

## 3 業務継続計画未実施減算

### <経過措置 1年間※>

全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)

#### 1 概要

感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減産する。(経過措置1年間※)

#### 2 改定後の単位数

<現行>  
なし



<改定後>

業務継続計画未実施減算

施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算(新設)

その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(新設)

#### 3 算定要件

以下の基準に適合していない場合(新設)

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
- ② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画の策定」を行っている場合には、減算を適用しない。

※ 訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

# 高齢者虐待防止の推進

## 4 高齢者虐待防止措置未実施減算

全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)

### 1 概要

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

### 2 改定後の単位数

<現行>  
なし



<改定後>

高齢者虐待防止措置未実施減算  
所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(新設)

### 3 算定要件

虐待の発生又はその再発を防止するための①～④の措置が講じられていない場合(新設)

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ②虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ④上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

# 5 身体拘束廃止未実施減算

## <経過措置 1年間>

### 短期入所系サービス★、多機能系サービス★

#### 1 概要

短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施)を義務付ける。

また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。

#### 2 改定後の単位数

<現行>  
なし



<改定後>

身体拘束廃止未実施減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(新設)

※平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

#### 3 算定要件

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合

- ①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること

# 6 認知症対応力の強化①

## 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

### 1 概要

・報酬区分を新設

①小規模多機能型居宅介護における認知症対応力の更なる強化を図る観点から、認知症加算について、新たに認知症ケアに関する専門的研修修了者の配置や認知症ケアの指導、研修等の実施を評価する新たな区分を設ける。

②その際、現行の加算区分については、新たな加算区分の取組を促進する観点から、評価の見直しを行う。

### 2 改定後の単位数

<現行>

認知症加算(Ⅰ) 800単位/月

認知症加算(Ⅱ) 500単位/月



<改定後>

認知症加算(Ⅰ) 920単位/月(新設)

認知症加算(Ⅱ) 890単位/月(新設)

認知症加算(Ⅲ) 760単位/月(変更)

認知症加算(Ⅳ) 460単位/月(変更)

## 6 認知症対応力の強化②

### 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

#### 3 算定要件

##### <認知症加算(Ⅰ)> (新設)

- ①認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置
- ②認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- ③当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催
- ④認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- ⑤介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定

##### <認知症加算(Ⅱ)> (新設)

- ①認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置
- ②認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- ③当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催

##### <認知症加算(Ⅲ)> (現行のⅠと同じ)

- ①認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、(看護)小規模多機能型居宅介護を行った場合

##### <認知症加算(Ⅳ)> (現行のⅠと同じ)

- ①要介護状態区分が要介護2である者であって、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する者に対して、(看護)小規模多機能型居宅介護を行った場合

# LIFEを活用した質の高い介護

## 7 科学的介護推進体制加算の見直し

通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★  
特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護  
小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護  
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
介護老人保健施設、介護医療院

### 1 概要

科学的介護推進体制加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を推進する観点から、見直しを行う。

### 2 算定要件

- ①LIFEへのデータ提出頻度について、他のLIFE関連加算と合わせ、少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直す。
- ②その他、LIFE関連加算に共通した見直しを実施。  
<入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し>
  - ・入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する。
  - ・同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする。



## 8 介護職員の処遇改善① <令和6年6月施行>

訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護  
認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★  
短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護★  
認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院

### 1 概要

#### ・加算の新設

①介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行う。

②介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。

# 8 介護職員の処遇改善② <令和6年6月施行>

## 算定要件

- ①一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
  - ②新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
- ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率 (※)	既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字		対応する現行の加算等 (※)	新加算の趣旨
【24.5%】	新加算 (介護職員等処遇改善加算)	Ⅰ <b>新加算 (Ⅱ) に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること (訪問介護の場合、介護福祉士30%以上)</li> </ul>	a. 処遇改善加算 (Ⅰ) 【13.7%】 b. 特定処遇加算 (Ⅰ) 【6.3%】 c. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【22.4%】		Ⅱ <b>新加算 (Ⅲ) に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>改善後の賃金年額440万円以上が1人以上</li> <li>職場環境の更なる改善、見える化【見直し】</li> <li><del>グループごとの配分ルール【撤廃】</del></li> </ul>	a. 処遇改善加算 (Ⅰ) 【13.7%】 b. 特定処遇加算 (Ⅱ) 【4.2%】 c. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【18.2%】		Ⅲ <b>新加算 (Ⅳ) に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備</li> </ul>	a. 処遇改善加算 (Ⅰ) 【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【14.5%】		Ⅳ <b>新加算 (Ⅳ) の1/2 (7.2%) 以上を月額賃金で配分</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>職場環境の改善 (職場環境等要件)【見直し】</li> <li>賃金体系等の整備及び研修の実施等</li> </ul>	a. 処遇改善加算 (Ⅱ) 【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※：加算率は訪問介護のものを例として記載。

新加算 (Ⅰ～Ⅳ) は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり

## 9 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

**<経過措置3年間>**

短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス

### 1 概要

①介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。

②その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。

# 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進

## 10 生産性向上推進体制加算

短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス

### 1 概要

・加算の新設

介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことを評価する新たな加算を設けることとする。

### 2 改定後の単位数

<現行>

なし



<改定後>

生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 100単位/月(新設)

生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10単位/月(新設)

### 算定要件

<生産性向上推進体制加算(Ⅰ)> (新設)

- ①(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。
- ②見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
- ③職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。
- ④1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

<生産性向上推進体制加算(Ⅱ)> (新設)

- ①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にしていること。
- ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- ③1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

# 11 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

通所系サービス★、短期入所系サービス★、居住系サービス★  
多機能系サービス★、施設系サービス

## 1 概要

①外国人介護職員の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、事業者が、外国人介護職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこととする。

②適切な指導及び支援を行う観点、安全体制の整備の観点から、以下の要件を設ける。

ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること。

イ 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること。

併せて、両制度の趣旨を踏まえ、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支援体制の確保が必要であることを改めて周知する。

## 2 算定要件

次のいずれかに該当するものについては、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなしても差し支えないこととする。

①受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過した外国人介護職員

②受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過していない外国人介護職員であって、受入れ施設に係る事業を行う者が当該外国人介護職員の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたもの

③日本語能力試験N1又はN2に合格した者



# 12 管理者の配置基準の見直し

## 小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護

### 1 概要

(看護)小規模多機能型居宅介護における管理者について、提供する介護サービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、他の事業所の管理者及び従事者との兼務可能なサービス類型を限定しないこととする。

### 2 基準

	現行	改定後
小規模多機能型居宅介護	<p>(管理者)</p> <p>第六十四条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一救地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第一百五十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第一号二に規定する第一号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第六十四条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務</u>に従事することができるものとする。</p>
看護小規模多機能型居宅介護	<p>(管理者)</p> <p>第七十二条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一救地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第七項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第七十二条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>

# 13 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化

訪問系サービス★、通所系サービス★、多機能系サービス★  
福祉用具貸与★、居宅介護支援

## 1 概要

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、「過疎地域」とみなして同法の規定を適用することとされている地域等が、特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の算定対象地域に含まれることを明確化する。

## 2 基準

	算定要件	単位数
特別地域加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※1）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に15/100を乗じた単位数
中山間地域等における小規模事業所加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※2）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に10/100を乗じた単位数
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※3）に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合	所定単位数に5/100を乗じた単位数

※1:①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③振興山村、④小笠原諸島、⑤沖縄の離島、⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域

※2:①豪雪地帯及び特別豪雪地帯、②辺地、③半島振興対策実施地域、④特定農山村、⑤過疎地域

※3:①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③豪雪地帯及び特別豪雪地帯、④辺地、⑤振興山村、⑥小笠原諸島、⑦半島振興対策実施地域、⑧特定農山村地域、⑨過疎地域、⑩沖縄の離島

厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号)及び厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)の規定を以下のように改正する。

<現行>

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域



<改定後>

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第二項により公示された過疎地域

# 14 「書面掲示」の見直し

## <令和7年度から義務付け>

### 全サービス

#### 1 概要

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表しなければならないこととする。  
(令和7年度から義務付け)

#### 2 改定後の単位数

##### <現行>

1. 事業者は事業所(施設)の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
2. 事業者は重要事項を記載した書面を事業所(施設)に備え付け、かつ、これらに関係者に自由に閲覧させることにより(略)掲示に変えることができる。



##### <改定後>

1. 事業者は事業所(施設)の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
2. 事業者は重要事項を記載した書面を事業所(施設)に備え付け、かつ、これらに関係者に自由に閲覧させることにより(略)掲示に変えることができる。
- 3. 事業者は原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。**